

(3) 料金の額及びその徴収期間  
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(1)⑤ロを次のとおり改める。

ロ 特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における特定更新等工事、集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路、並びに特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

別紙3中、1.(2)②ロ（イ）イ）及びロ）のうち、「平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間」を「平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間」に、「平成29年1月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間」を「平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間」に、「東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年3月31日までの間」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間」に、「平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間」を「平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間」に改める。

別紙3中、1.(2)⑥イのうち、「（ただし、平成30年8月6日から同年8月17日、平成30年12月31日から平成31年1月11日、及び平成31年4月22日から同年5月10日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては（3）ホにより適用することとする。）」を「（ただし、平成31年4月22日から平成31年5月10日、平成31年8月5日から平成31年8月16日、平成31年12月30日から平成32年1月10日及び平成32年4月27日から平成32年5月8日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては（3）ホにより適用することとする。）」に改める。

別紙3中、別添3のうち、「福島北ジャンクション」を「桑折ジャンクション」に、「田村中央スマート」を「田村スマート」に改める。